

第 2 次
白老町都市計画
マスタープラン

(原案)

戦略的な縮充による
持続可能な都市づくり

— 概要版 —

令和 4 年 5 月

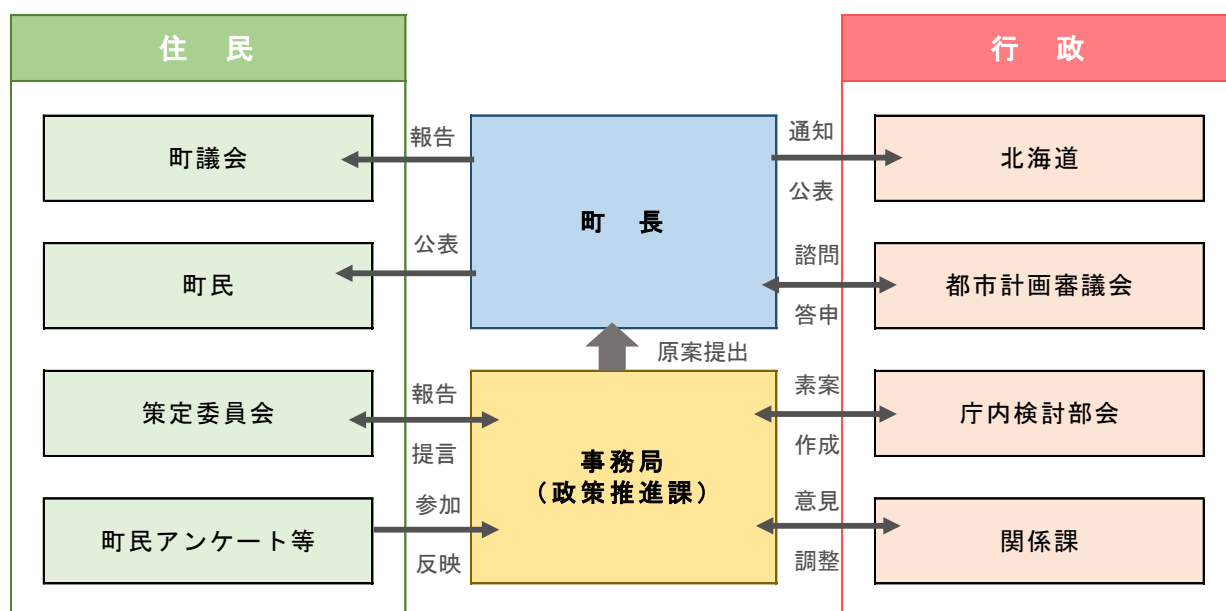
白 老 町

策定経過・体制

◆ これまでの策定経過と今後の予定

年月	審議会・策定委員会	町民参加	議会・行政
2021年 4月～12月	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会設置要綱の策定 策定委員会委員の決定 策定方針の決定 第1～3回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 町民アンケート調査 事業者アンケート調査 中学生アンケート調査 高校生アンケート調査 未来フォーラム&意見交換会 町内会連合会長ヒアリング ホームページによる周知 	<ul style="list-style-type: none"> 議会全員協議会（中間報告） 第1～5回検討部会 北海道との協議
2022年 1月～6月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回策定委員会 都市計画審議会への諮問 都市計画審議会からの答申 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道との協議 議会全員協議会（最終報告）

◆ 策定体制



【主な役割】

■ 都市計画審議会

役割：町長の諮問に応じ、本町が定める都市計画に関することについて調査及び審議を行い、意見を答申する。

構成：町長の指名（町議会議員及び各種団体等）により、10名の委員で構成する。

■ 都市計画マスタープラン策定委員会

役割：都市計画に関する基本的な方針の策定過程及び計画案について総括・調整を図る。

構成：副町長、学識経験者、各種団体及び公募委員をもって構成する。

■ 都市計画マスタープラン検討部会

役割：各分野における諸課題等を整理し、次期プランの素案の策定等を行う。

構成：副町長、関係課長職をもって構成する。

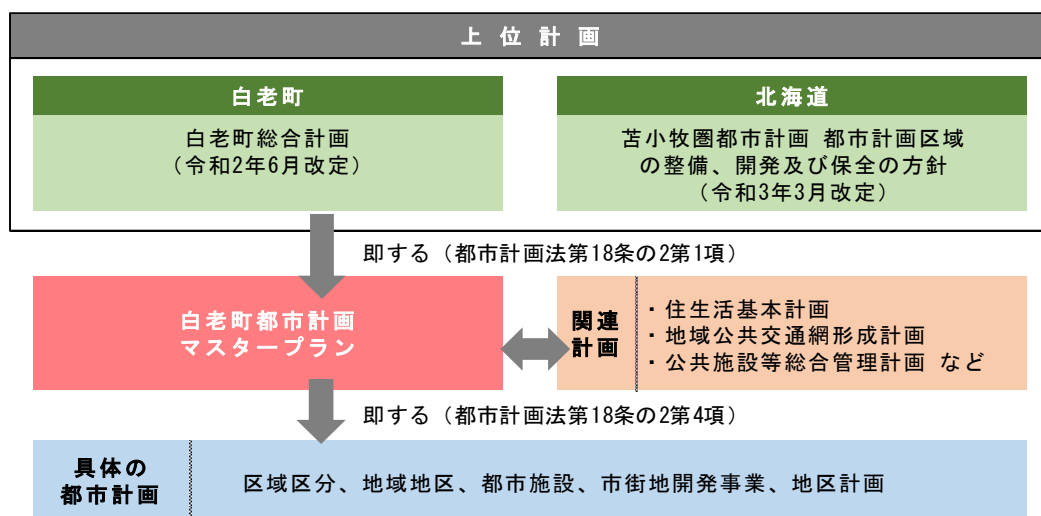
都市計画とマスタープラン（第1章）

◆ 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来像や整備方針を明確にし、町民と行政がそれらを共有しながら、長期的かつ総合的な都市づくりを推進するための指針となるものです。

◆ 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、「第6次白老町総合計画」及び北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して策定します。



◆ 計画期間

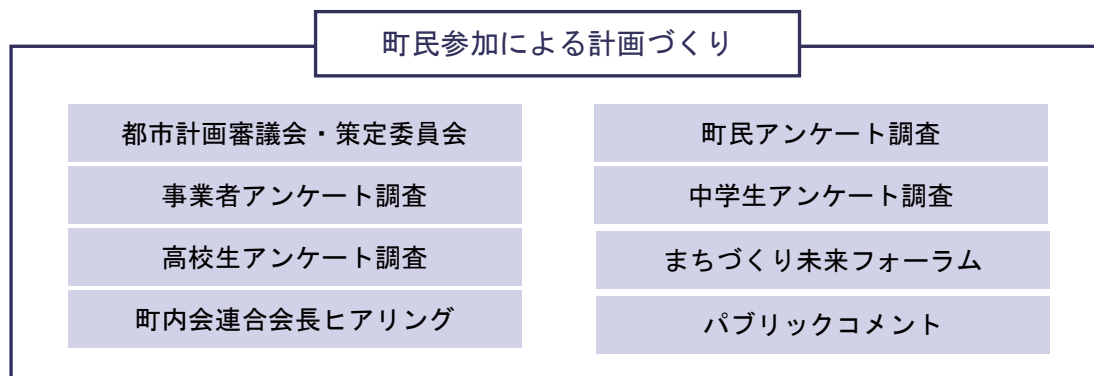
都市計画マスタープランは、都市計画に関わる将来ビジョンを示すものであり、長期的展望に基づき策定されるべき計画であることから、20年後の2041（令和23）年度を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や総合計画等の整合性を図るため、10年後の2031（令和13）年度を中間年次として計画の見直しを行います。

◆ 計画の策定について

都市計画マスタープランは、20年間の長期計画であるため、都市計画を取り巻く動向や人口減少下におけるまちの持続可能性を意識しながら、長期的・大局的な視点をもって策定しました。

今後の都市づくりの課題や方向性を町民の皆様と共有するため、都市計画マスタープランの策定にあたっては、幅広い世代の方々から意見を聴取し、町民参加による計画づくりに努めてきました。



都市の現状把握（第2章）

◆ 町民が求める都市の姿（主な意見）

町民アンケート（736名・回答率36.8%）

- 人口減少に伴う将来の心配事として「買い物をする場所がなくなる」、「通院先となる病院がなくなる」、「町民一人当たりの税負担が大きくなる」があげられている。
- 町民の7割以上が「人口減少や税収減等の変化に柔軟に対応したまちづくり」が必要であると回答。

事業者アンケート（95事業者・回答率47.5%）

- 事業活動上の課題として、「人口減少が進み、客数が少なくなっている」、「空き店舗等が増加し、商業地の魅力が喪失している」など、人口減少・高齢化を起因とした課題があげられている。
- 事業者の7割以上が効率的な事業展開を図るため、都市機能の拠点への集約化を望んでいる。

中学生アンケート（62名・回答率83.8%）

- 「活気やにぎわいがあるまち」、「安全で快適な住環境が整ったまち」などが将来のまちのイメージにあげられている。
- 若い世代の定着に必要な条件として、「商業施設の充実」、「働く場所・働く機会の増加」などがあげられている。

高校生アンケート（205名・回答率72.7%）

- 人口減少に伴う将来の心配事として、「買い物をする場所がなくなる」、「税負担が大きくなる」があげられている。また、高校生の6割が、都市の集約化が必要であると考えている。

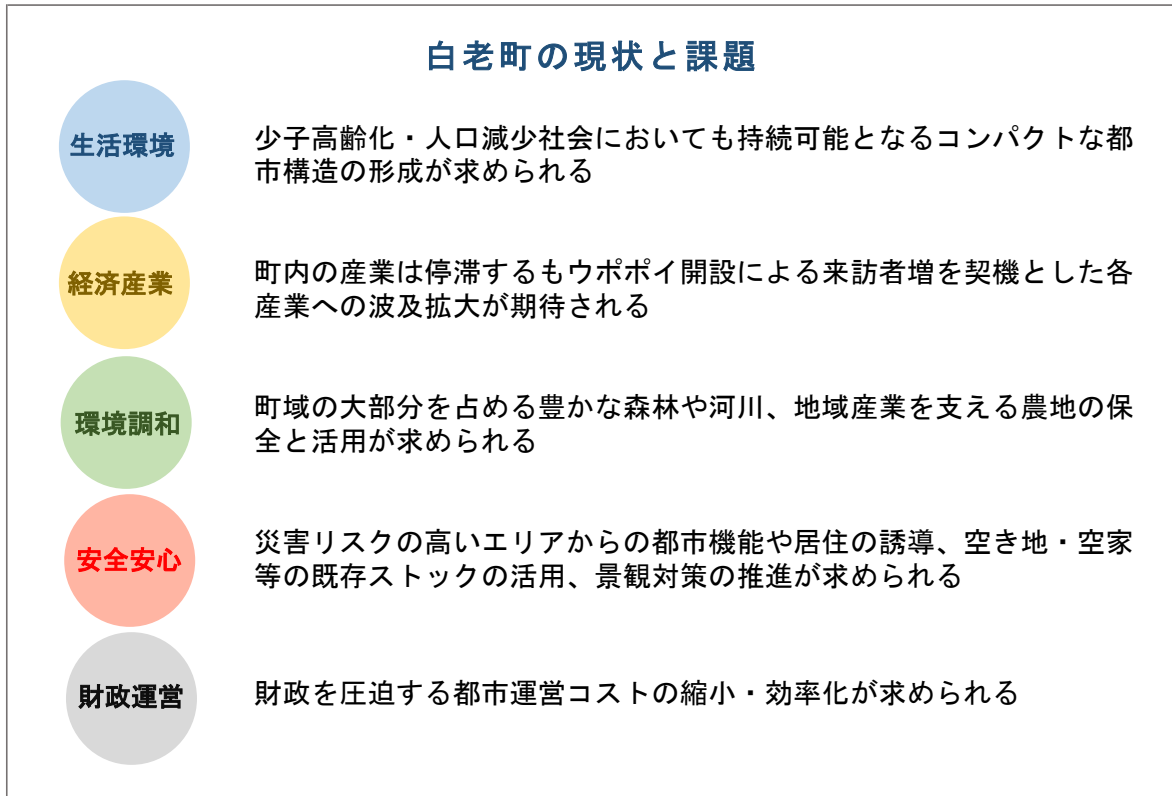
まちづくり未来フォーラム&意見交換会（参加者43名）

- コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進が「転出回避」につながる。転出回避の改善に有効な施策は、「買物」、「医療」、「公共交通」の3つ。
- まちを良くするための我慢も必要。縮小しながら充実させる「縮充」の考え方も大切である。
- フォーラム参加者の9割以上がコンパクト・プラス・ネットワークの推進を望んでいる。



◆ 都市づくりの方向性

「都市計画を取り巻く動向」や「都市づくりの課題と方向性」、「町民が求める都市の姿」から、今後の都市づくりに求められる考え方を整理しました。



社会の潮流

- ① 人口減少を見据えた都市づくり
- ② 多拠点ネットワーク型コンパクトシティの実現
- ③ 健全な都市経営の実現
- ④ 環境負荷の小さい都市づくり
- ⑤ 自然災害リスク等を低減する都市づくり
- ⑥ 持続可能な開発目標に対応した都市づくり

各種アンケート調査

- ・ まちの拠点への集約化と生活サービスの持続的な提供
- ・ 公共施設等の合理的な運営による運営コストの削減
- ・ 人口減少や税収の減少等の変化に柔軟に対応したまちづくりの推進

これからの都市づくりに求められる考え方

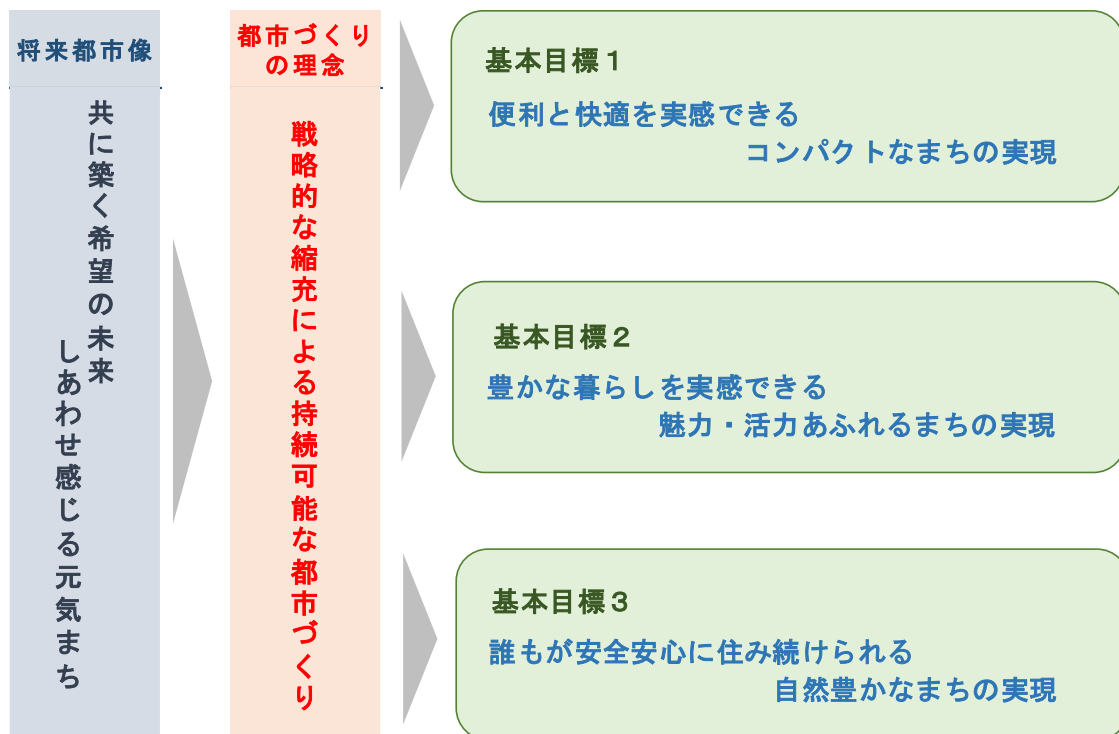
人口減少時代に対応した都市構造の再編

時代は今、「拡大・成長」から「成熟・持続」へと移行し、これを支える都市構造も大きく変化しています。人口減少・少子高齢化の急速な進行に起因する様々な課題に対応するため、地域公共交通と連携した拠点集約型のまちづくりを推進し、持続可能な都市構造の再編に取り組んでいきます。

全体構想（第3章）

◆ 都市づくりの理念と目標

第6次白老町総合計画で掲げる将来像を継承しつつ、都市づくりの理念を定め、3つの基本目標に基づき、まちの持続的発展を目指します。



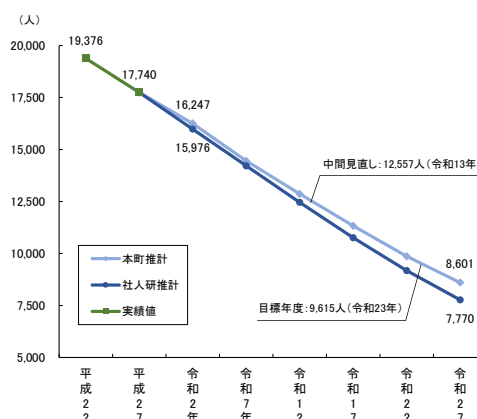
人口減少や高齢化を背景とした都市の低密度化は、まちの活力を奪い、地域コミュニティを弱体化させます。今後の人口減少社会に対応していくためには、ただ単に縮むのではなく、戦略的に縮むことにより、まとまりの力を引き出しながら、町民一人ひとりの「生活の質」を高めていくことが重要です。

社会の成熟化に伴い人々のライフスタイルが変化し、価値観が多様化する中、縮小しながらも充実を図る「縮充」の視点が、これからの都市づくりに求められます。そのため、まちを構成する全ての人々がそれぞれの幸せを実感できるよう「縮充」の視点に立ち、将来にわたりまちを持続的に発展させていくための新たな価値を共に創り上げていくことが大切です。

◆ 将来展望人口

「白老町人口ビジョン（2060年まで将来推計人口を示したもの）」における将来展望をもとに、20年後の将来展望人口を次のとおり設定しました。

2041年（令和23年） 9,615人



◆ 将来の都市構造

本計画が目指す将来都市構造は、暮らしの場の近くに様々な都市機能や働く場が適切に立地し、それらが道路・公共交通のネットワークによって有機的に結びついた「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造とします。

基本目標 1

便利と快適を実感できる
コンパクトなまちの実現

基本目標 2

豊かな暮らしを実感できる
魅力・活力あふれるまちの実現

基本目標 3

誰もが安全安心に住み続けられる
自然豊かなまちの実現

<将来都市像を実現するための都市構造>

「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造

① 拠点

【中心拠点】

様々な都市機能が集積され、にぎわいや活力が創出される、まちの顔となる拠点

白老駅周辺

【地域拠点】

身近な生活サービス機能が集積され、地域住民の暮らしを支える拠点

社台、萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜駅周辺

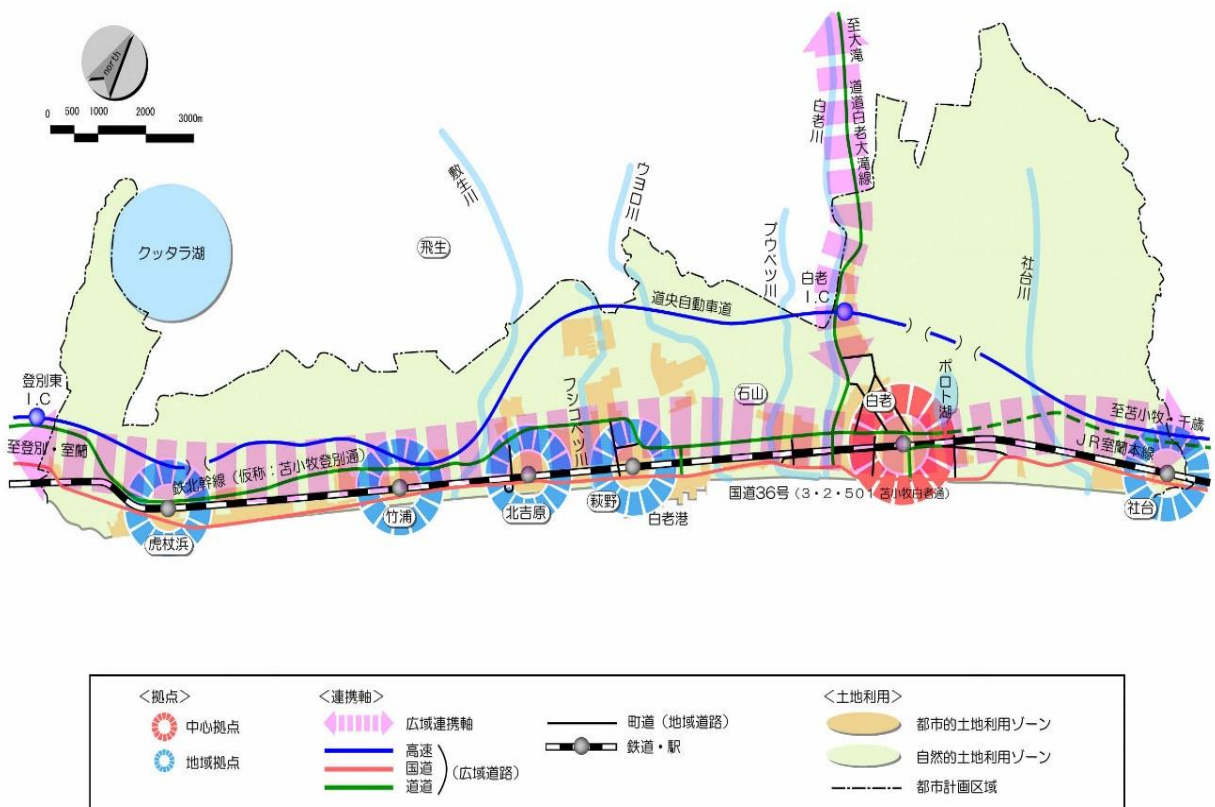
② 連携軸

広域都市圏、町内の各拠点を相互に連絡し、町民の生活や経済活動、来訪者との交流を支える主要な道路や公共交通

国道36号、道道白老大滝線
道央自動車道、JR室蘭本線など

<都市構造の構成要素>

上記の基本的な考え方を踏まえ、本町の将来都市構造を以下のとおり設定します。



◆ 都市づくりの基本方針

① 土地利用の方針 町内の各拠点を中心とした安全で快適に暮らせる生活圏を形成する土地利用
緑の保全と計画的な開発による適正な土地利用

①-① 集約型土地利用への転換

鉄道駅を中心とした拠点形成、まちなか居住の推進、都市機能の集約化、立地適正化計画策定など

①-② 都市的土地利用の推進

高密度な居住環境の形成、多様なライフスタイル等に応じた住まいの推進、都市機能の誘導・集積、ウポポイを起爆剤とした中心市街地の活性化、既存工業用地の効果的な利用など

①-③ 自然的土地利用の推進

身近な緑地・農地の保全、緑の特性を活かした土地利用、周辺環境と調和した土地利用など

② 都市交通の方針 道路ネットワーク機能の向上、適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立
誰もが快適に移動できる交通環境の整備

②-① 道路交通網の整備促進

広域幹線道路・地区幹線道路・生活道路の整備、交通環境の整備、道路施設の適切な維持管理など

②-② 持続可能な公共交通網の形成

公共交通体系の整備、公共交通機能の充実など

③ 都市施設の方針 中・長期的な視点による計画的な維持管理・更新
今後の人口減少社会における需要動向を踏まえた持続可能な都市経営

③-① 港湾施設の整備

港湾施設の機能強化・利活用促進、第3商港区の静穏度向上、漁港区の老朽化・狭隘化解消など

③-② 処理供給施設の整備

水道施設の整備、下水道施設の整備、ごみ処理施設の整備など

③-③ 公営住宅等の整備

効率的な住宅団地の整備、適切な維持管理、多様なニーズに配慮した公営住宅政策の推進など

③-④ その他の公共施設の整備

公共施設の適正配置、効率的な施設整備・管理運営、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備など

④ 都市環境の方針 自然や都市景観の保全・活用
環境にやさしい低炭素・循環型都市の形成

④-① 公園・緑地の整備

公園施設等の維持管理、計画的な緑地保全、地域と連携した都市緑化の推進など

④-② 緑と水の保全・活用

自然環境の保全、多様な動植物の生息・生育地の確保、海岸保全、森林の適切な管理・活用など

④-③ 良好な景観づくり

自然と街並みが調和した景観の保全・創出、景観阻害要因の改善に向けた管理指導、意識醸成など

④-④ 環境負荷の低減

循環型の地域社会づくり、省エネ対策の推進、環境負荷の小さい低炭素のまちづくりなど

⑤ 都市防災の方針 防災・減災対策の推進による災害予防の強化
身近な生活環境の安全確保

⑤-① 災害に強い都市基盤づくり

防災・減災対策の推進、災害に強い市街地の形成、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制など

⑤-② 防災体制の強化

防災活動拠点の強化、地域防災力の向上、役場庁舎の防災対策又は移転建替え等の検討など

⑤-③ 自然災害への対応

風水害・土砂災害・津波浸水対策の推進、新病院屋上の津波一時避難場所としての活用など

⑤-④ 安全で安心できる環境づくり

空家対策の推進、地域の安全対策の推進など

地域別構想（第4章）

■ 社台地区

○ 地域づくりに向けた町民の声（地域づくりの方向性）

町民アンケート	医療・福祉施設が充実したまち 災害に強い安全なまち
町内会長ヒアリング	自然環境や景観に配慮した魅力的な交流拠点の形成 津波・高潮・高波など、海の災害に対する対策の推進等

○ 地域づくりの目標

美しい自然環境や原風景を守りつつ、多彩な交流を促す地域づくり

○ 地域づくりの方針

土地利用	既存住宅地の適切な規制と誘導による良好な住環境の維持等
都市交通	鉄北幹線整備、生活道路等の適切な維持管理、デマンドバス運行体制の充実等
都市施設	水道・下水道施設の計画的な維持管理、公共施設の計画的な管理・運営等
都市景観	自然環境の保全、景観の保全・環境美化、グリーンツーリズムの推進等
都市防災	自主防災組織の育成、津波一時避難施設の確保、管理不全空家対策の推進等

■ 白老・森野地区

○ 地域づくりに向けた町民の声（地域づくりの方向性）

町民アンケート	医療・福祉施設が充実したまち 商店街に活気やにぎわいがあるまち
町内会長ヒアリング	都市機能の集約と居住誘導による機能的な都市づくり ウポポイを起爆剤とした観光振興、交流人口の拡大、関係人口の創出等

○ 地域づくりの目標

中心拠点としての機能を高め、快適で魅力的なにぎわいのある地域づくり

○ 地域づくりの方針

土地利用	都市機能の集約化、住宅と商業施設等が近接する利便性の高い住宅地の形成等
都市交通	鉄北幹線整備、生活道路等の適切な維持管理、公共交通の維持・利便性向上等
都市施設	水道・下水道施設の計画的な維持管理、公営住宅の建て替え検討・計画的な修繕、 町立病院の早期改築、公共空間のバリフリ化、公共施設の適正配置等
都市景観	自然環境の保全、シンボル性のある景観づくり、環境美化、公園施設等の維持管理、 グリーンツーリズムの推進等
都市防災	自主防災組織の育成、白老川の改修、人工リーフの整備、津波一時避難施設の確保、 管理不全空家対策の推進等

■ 萩野・石山地区

○ 地域づくりに向けた町民の声（地域づくりの方向性）

町民アンケート	医療・福祉施設が充実したまち 商店街に活気やにぎわいがあるまち
町内会長ヒアリング	工業団地の効率的利用や基盤整備等の推進による企業立地の促進 自然観察や散策など、地域特有の資源を活用した地域の魅力づくり等

○ 地域づくりの目標

豊かな里山の自然と産業拠点が共存し、安らぎと活力を生み出す地域づくり

○ 地域づくりの方針

土地利用	工業系土地利用に特化した良好な操業環境の維持、港湾計画に基づいた適切な土地利用、既存住宅地の適切な規制と誘導による良好な住環境の維持等
都市交通	国道拡幅整備、生活道路等の適切な維持管理、公共交通の維持・利便性向上等
都市施設	白老港の整備促進、漁港区の狭隘化解消、水道・下水道施設の計画的な維持管理、公営住宅の建て替え検討、公共施設の計画的な管理・運営等
都市景観	自然環境の保全、景観の保全・環境美化、公園施設等の維持管理、里山保全活動や自然環境活動等の支援、グリーンツーリズムの推進等
都市防災	自主防災組織の育成、排水路の整備、ブウベツ川・ウヨロ川の改修、人工リーフの整備、津波一時避難施設の確保、管理不全空家対策の推進等

■ 北吉原地区

○ 地域づくりに向けた町民の声（地域づくりの方向性）

町民アンケート	医療・福祉施設が充実したまち 災害に強い安全なまち
町内会長ヒアリング	主要な産業（製造業）の発展による活力あふれる地域づくり 魅力的な居住環境を活かした移住や二地域居住の推進等

○ 地域づくりの目標

工業城下町として、潤いのある暮らしと活気ある産業がともに息づく地域づくり

○ 地域づくりの方針

土地利用	既存住宅地の適切な規制と誘導による良好な住環境の維持、周辺の工業地と一体となった土地利用等
都市交通	国道拡幅整備、緊急輸送道路の確保、生活道路等の適切な維持管理、公共交通の維持・利便性向上等
都市施設	水道・下水道施設の計画的な維持管理、公共施設の計画的な管理・運営等
都市景観	自然環境の保全、景観の保全・環境美化、公園施設等の維持管理等
都市防災	自主防災組織の育成、排水路の整備、大規模盛土造成地滑動崩落の予防対策、人工リーフの整備、津波一時避難施設の確保、管理不全空家対策の推進等

■ 竹浦・飛生地区

○ 地域づくりに向けた町民の声（地域づくりの方向性）

町民アンケート	医療・福祉施設が充実したまち 企業の施設や工業が立地する雇用の多いまち
町内会長ヒアリング	良質な温泉や地場産品など地域特有の資源を活用したまちの活性化 飛生アートコミュニティの芸術活動を活かした文化の向上・交流の促進等

○ 地域づくりの目標

特色のある文化、コミュニティを大切にし、自然と観光が生活の中に根差す地域づくり

○ 地域づくりの方針

土地利用	既存住宅地の適切な規制と誘導による良好な住環境の維持等
都市交通	国道拡幅整備、生活道路等の適切な維持管理、公共交通の維持・利便性向上等
都市施設	水道・下水道施設の計画的な維持管理、公営住宅の計画的な維持管理、公共施設の計画的な管理・運営等
都市景観	自然環境の保全、景観の保全・環境美化、公園施設等の維持管理等
都市防災	自主防災組織の育成、排水路の整備、大規模盛土造成地滑動崩落の予防対策、敷生川の河口閉塞の改善、津波一時避難施設の確保、管理不全空家対策の推進等

■ 虎杖浜地区

○ 地域づくりに向けた町民の声（地域づくりの方向性）

町民アンケート	医療・福祉施設が充実したまち 災害に強い安全なまち
町内会長ヒアリング	国道沿線の温泉施設や商業施設等の活性化による地域活力と交流人口の増加 良質な温泉や景勝地など、地域特有の資源を活用したまちの活性化等

○ 地域づくりの目標

海の恵みや温泉などを活かし、観光レクリエーションによる個性ある地域づくり

○ 地域づくりの方針

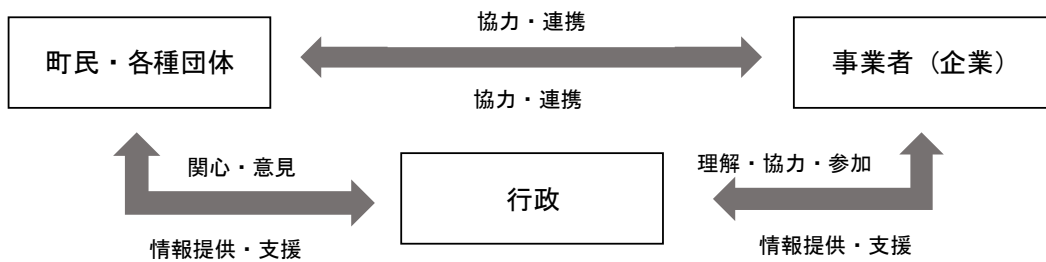
土地利用	工業系と居住系が両立できる土地利用の推進、地域特性や立地条件を活かした商業機能の集積、既存住宅地の適切な規制と誘導による良好な住環境の維持等
都市交通	生活道路等の適切な維持管理、交通安全施設の整備、地区内の狭隘道路の拡幅、公共交通の維持・利便性向上等
都市施設	水道・下水道施設の計画的な維持管理、公営住宅の計画的な維持管理、公共施設の計画的な管理・運営等
都市景観	自然環境の保全、景観の保全・環境美化、公園施設等の維持管理、グリーンツーリズムの推進等
都市防災	自主防災組織の育成、虎杖浜海岸の離岸堤等整備、津波一時避難施設の確保、管理不全空家対策の推進等

計画の実現に向けて（第5章）

◆ 協働による都市づくり

本プランの実現にあたっては、町だけではなく、町民や事業者がそれぞれの立場において都市づくりの担い手であるという自覚を持ちながら都市づくりに取り組んでいくことが大切です。

そのため、町民、事業者、町が都市の将来像や理念を共有し、対等な立場で連携しながら協働の都市づくりを推進していきます。



◆ 実現化に向けた取組み

(1) 都市計画法に基づく制度の活用

地域地区、市街地開発事業、開発許可、地区計画など都市計画法に基づく制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等に取り組みます。

(2) 個別計画との調整、連携

道路・交通・防災などの個別計画と調整、連携を図りながら、一体的なまちづくりを推進します。

(3) 立地適正化計画の策定

都市計画マスタープランの改定にあわせて立地適正化計画を策定し、両計画を一体的に推進することで、人口減少社会に対応した都市構造の転換を目指します。

(4) 地域発意のまちづくりの促進

地域の特性を活かした地域発意のまちづくりを促進するため、町民の自発的な地区計画の提案など町民主体のまちづくりについて、仕組みや取組方法の周知に努め、制度の活用を図ります。

◆ 計画の進め方

本マスタープランに位置付けた取り組みを計画的に推進していくため、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。また、国や道の補助制度等の情報収集を行いつつ財源確保に努め、効率的かつ実現性の高い事業手法の選択や制度活用を図ります。

